【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の九**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の九**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法　第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

（改正前）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の九**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の九**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

（改正前）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の五**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の五**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店　の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

（改正前）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の五**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該安定操作取引を行つたそれぞれの支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けた支店をいう。次条第二項において同じ。））の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の五**　長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行つた証券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該安定操作取引を行つたそれぞれの支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けた支店をいう。次条第二項において同じ。））の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二　第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

（改正前）

（新設）